

本館ほか電話構内交換設備点検保守業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、本館ほか電話構内交換設備点検保守業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、（別添）本館ほか電話構内交換設備点検保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する設備の点検保守委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金〇〇〇〇〇円（年額金〇〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金〇〇〇円（年額金〇〇〇円）
合計	金〇〇〇〇〇円（年額金〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、点検報告書（以下「報告書」という。）を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、次表の実施期間における当該月の点検について、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に当該月に係る委託料の支払請求書を提出するものとする。

実施期間	月額	実施期間	月額
令和7年10月	〇〇〇, 〇〇〇円	令和7年11月から 令和8年3月まで	〇〇〇, 〇〇〇円
令和8年4月	〇〇〇, 〇〇〇円	令和8年5月から 令和9年3月まで	〇〇〇, 〇〇〇円
令和9年4月	〇〇〇, 〇〇〇円	令和9年5月から 令和10年3月まで	〇〇〇, 〇〇〇円
令和10年4月	〇〇〇, 〇〇〇円	令和10年5月から 令和10年9月まで	〇〇〇, 〇〇〇円

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第

8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

○年○月○日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 氏 名 印

乙 ○○市○○町○○番地

○○○

代表者 職 氏 名 ・

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後

においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

本館ほか電話構内交換設備点検保守業務委託仕様書

1 点検保守業務の対象範囲

電気通信事業法（以下「法」という。）第70条第1項の自営電気通信設備及び法第52条第1項の端末設備を保守する業務を行う。

2 委託場所及び委託対象設備概要

別紙1のとおり。

3 委託期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
（ただし、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く）
常駐時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

4 保守員

点検保守業務に従事する者（保守員）は常時1名とし、法第71条第1項の工事担任者資格者証を有し、かつ、委託業務に関わる経験を有する者とする。

5 業務内容

- (1) 別紙2のとおり委託対象設備の点検を行い、異常の有無を確認すること。
- (2) 委託対象設備の維持補修を行うこと。なお、維持補修には、電話機及び電話配線等の軽微な移設・増設、及び交換機データ等の変更等を含む。
- (3) 通話料金課金装置の管理、及び報告を行うこと。
- (4) 突発的な障害などの処理について、適切かつ迅速な対応を行うこと。
- (5) 電話設備点検保守報告書を業務日ごとに作成し、提出を行うこと。

6 臨時点検保守業務

委託業務時間外において、委託対象設備に障害等が発生した場合、震度4以上の地震などの災害が発生した場合、その他甲が特に必要と認めた場合であり、かつ甲が保守員の派遣を要請した場合には、直ちにこれに応じること。さらに、台風来襲時における保安員の待機についても、甲の要請があった場合には、これに応じること。

なお、これらの業務に必要な経費については別途契約扱いとする。

別紙 1

本館ほか電話設備点検保守業務対象設備

- 1 1号館電話設備（所在地：宮崎市橘通東2丁目10番1号他）
 - ・電話交換機 DISCOVERYneo (OKI製) 1台
 - 内線 実装 2640回線 (※アナログ、デジタル等)
 - アナログ局線 実装 48回線
 - INS64 実装 4回路 (8CH=4回路×2CH/回路)
 - INS1500 実装 5回路 (115CH=5回路×23CH/回路)
 - IP局線 (光) 実装 2回路 (46CH=2回路×23CH/回路)
 - ・内線電話機 1式
 - ・電源装置 1式
 - ・電話交換機付属設備 1式 (保留音送出装置他)
 - ・構内線路及び端子盤等 1式

- 2 防災庁舎電話設備（所在地：宮崎市橘通東1丁目9番18号）
 - ・電話交換機 DISCOVERYneo (OKI製) 1台
 - 内線 実装 1104回線 (※アナログ、デジタル等)
 - アナログ局線 実装 48回線
 - INS64 実装 4回路 (8CH=4回路×2CH/回路)
 - INS1500 実装 2回路 (46CH=2回路×23CH/回路)
 - IP局線 (光) 実装 1回路 (23CH=1回路×23CH/回路)
 - INS1500系増設可能 4CH (92CH=4回路×23CH/回路)
 - ・内線電話機 1式
 - ・電源装置 1式
 - ・電話交換機付属設備 1式 (保留音送出装置他)
 - ・構内線路及び端子盤等 1式

- 3 ボタン式簡易電話装置（所在地：宮崎市橘通東2丁目10番1号 ※1号館
宮崎市下北方町横小路 ※特別公舎）
 - ・主装置 (OKI製) 3台 (1号館1台、特別公舎2台)
 - ・付属ボタン電話機 1式
 - ・構内線路及び端子盤等 1式

別紙2

点検保守の内容

設備	項目	要領	頻度
電話交換機	発着信通話試験	内線局線の通話状態を聴話して良否を確認する	毎日
	各種信号音確認	各種信号音を聴話して良否を確認する	毎日
	入力電源点検	機器の入力電源端子の電圧を電圧計で測定する	6ヶ月
	架内清掃点検	架内清掃	1年
	接続機能試験	各種トランクの発着信接続試験及び動作状態の確認を行う	4ヶ月
	障害警報動作試験	疑似障害を発生させ、対応動作及びランプ表示動作の確認を行う	6ヶ月
	信号装置点検	各種信号音、断続パルス信号の点検	6ヶ月
	サービス機能点検	各種サービス機能の試験を行い動作状態の確認を行う	6ヶ月
	架内ジャンパー点検	各端子、接続部の点検	6ヶ月
線路	配線盤、端子盤点検	各端子、接続部及びケーブル点検	1年
	構内線路点検	線路抵抗、絶縁抵抗及び接続部の点検	1年
電源部	充電部点検	充電電圧及び電流は適切か	2ヶ月
	蓄電池点検	蓄電池の電圧と充電電圧の点検 温度は適正か	4ヶ月
	放電特性試験	整流機出力を断とし、蓄電池により実負荷で行う	1年
管理関係	図書類	図書は、あるかどうか 装置、配線及び工事図との確認修正及び整理 各種データの管理	1年